令和元年 6月20日

白老町議会

議長 山 本 浩 平 様

提出者 白老町議会議員 大渕 紀 夫

費 成 者 白老町議会議員 小 西 秀 延 白老町議会議員 松 田 謙 吾 白老町議会議員 吉 田 和 子 白老町議会議員 山 田 和 子

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書(案)

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定及び財源確保に関する意見書(案)

総務省調査によると、2017年度の北海道と道内市町村に働く臨時・非常勤職員は、延べ6.3万人にのぼり、その多くが恒常的業務に従事するなど、地方行政の重要な担い手となっています。また、正規職員と同様の働き方にも関わらず、年収は200万円程度と圧倒的に低く、休暇制度においても正規職員との待遇差は大きくなっており、地方自治体における正規・非正規の賃金・労働条件の格差は拡大する一方です。

こうしたなか、2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である「会計年度任用職員」は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

つきましては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤等職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

- 1. 各自治体において、地方公務員法及び地方自治法の改正趣旨が十分に反映されるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
- 2. 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」の法改正の動向 も踏まえ、パートタイム労働法の趣旨を、「会計年度任用職員」に適用さ せるよう法整備をはかること。
- 3. 短時間勤務の「会計年度任用職員」に対し、各種手当の支給が可能となるよう地方自治法を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和元年 6月 日

北海道白老郡白老町議会議長 山 本 浩 平

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、財務大臣